

島根県老人福祉施設協議会常任委員会規程

第1条 この規程は、島根県老人福祉施設協議会規約第15条の規程により常任委員会・専門部会の設置運営について、定めるものとする。

第2条 常任委員会・専門部会の名称及び所管は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ・事業計画、事業報告、収支予算、収支決算に関すること
- ・規約等の改正に関すること
- ・広報啓発に関すること

(2) 調査研究委員会

- ・福祉サービスの向上に関すること
- ・施設、事業所の実態調査に関すること
- ・研究資料の収集、分析、照会に関すること

(3) 研修委員会

- ・全体研修会の計画、実施
- ・県研修大会の計画、実施

2 常任委員は、部会役員の中から会長が委嘱する。

(1) 総務委員会の構成委員は、委員長1名と各部会代表6名（但し、養護老人ホーム部会は2名）の7名とする。

(2) 調査研究委員会の構成委員は、委員長1名と各部会代表6名（但し、デイサービス部会は2名）の7名とする。

(3) 研修委員会の構成委員は、委員長1名と各部会代表6名（但し、ヘルパー部会は2名）の7名とする。

第3条 常任委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって常任委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 常任委員会の招集は、委員長がこれを行う。

第5条 常任委員会に必要な事項を検討するため、専門部会を設けることができる。

第6条 この規程に定めるもののほか、事務処理に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成25年4月1日から施行する。